

事前評価調書

I 事業概要																																																																																										
事業名	農業農村整備事業（たん水防除事業）																																																																																									
地区名	中根地区																																																																																									
事業箇所	西尾市中根町																																																																																									
事業のあらまし	<p>本地区は、西尾市の西端に位置し、東側は平坂入江、南側は北浜川の河口に囲まれた、流域面積 142.9ha の農業地帯であり、水稻、大豆を中心に、にんじん、玉ねぎ等の野菜栽培が行われる農業地域である。現在、昭和 55 年に設置された中根第 1 排水機場と平成 7 年に設置された中根第 2 排水機場が地区内の排水対策を担っている。</p> <p>しかし、近年の都市化の進展に伴い流出量が増大するとともに、既設排水機場は設置から 30 年以上が経過し排水能力の低下がみられ、湛水被害の恐れが高まっている。</p> <p>このため、たん水防除事業では排水機場の更新を実施することで地域の浸水を防ぎ、農地や地域住民の生活を守ることを目的としている。</p>																																																																																									
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>湛水被害を未然に防止し、農地や地域住民の生活を守る。</p> <p>（基準雨量：263mm/3 日、1/20 年確率雨量）</p>																																																																																									
事業費	事業費		内訳																																																																																							
	9.4 億円		■工事費 7.9 億円、■用補費 0.1 億円、■その他 1.4 億円																																																																																							
事業期間	採択予定年度	平成 29 年度	着工予定年度	平成 30 年度	完成予定年度	平成 35 年度																																																																																				
事業内容	<p>排水機場 1 箇所</p> <p>・中根排水機場（φ800×2 台）</p>																																																																																									
II 評価																																																																																										
①事業の必要性	1) 必要性	<p>本地区は、三河湾に面した海拔ゼロメートル地帯を含む低平地で、降雨時以外も本排水機場にて排水を行っている。また、近年では地区内開発による流出量の増加や、排水機場の老朽化による排水能力の低下などにより、大雨による湛水被害の恐れが高まっている。</p> <p>このため、早急に本施設の更新を行い、これらの被害を防止する必要がある。</p>																																																																																								
	判定	A	<p>A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>降雨時における排水を農業用排水機場に依存する地域であり、機能低下した排水機場を速やかに更新し、排水能力を向上する必要があるため。</p>																																																																																							
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> <th>H34</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td colspan="2">←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・機場工</td> <td></td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>←→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>・建屋工</td> <td></td> <td></td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・機械工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・樋門工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>←→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>・撤去工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>←→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費(億円)</td> <td colspan="4">7.2</td> <td colspan="3">2.2</td> </tr> </tbody> </table>							H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	工種 区分	調査・設計	←→							用地補償		←					→	工事								・機場工		←→				←→	→	・建屋工			←→					・機械工				←→				・樋門工						←→	→	・撤去工							←→	→	事業費(億円)		7.2				2.2		
			H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35																																																																																	
	工種 区分	調査・設計	←→																																																																																							
用地補償			←					→																																																																																		
工事																																																																																										
・機場工			←→				←→	→																																																																																		
・建屋工				←→																																																																																						
・機械工					←→																																																																																					
・樋門工							←→	→																																																																																		
・撤去工							←→	→																																																																																		
事業費(億円)		7.2				2.2																																																																																				
2) 地元の合意形成	本地区は土地改良法に基づく申請事業であり、地元の合意形成が図られている。																																																																																									
判定	A	<p>A：事業計画の実効性が期待できる。</p> <p>B：事業計画の実効性が期待できない。</p>																																																																																								

	<p>【理由】 事業計画に無理がなく地元の合意形成も図られており、実効性が期待できる。</p>
<p>Ⅲ 対応方針</p>	
<p>事業実施が 妥当である。</p>	<p>事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。</p>
<p>Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容</p>	
<p>■対象（事業完了後 年目） <input type="checkbox"/>対象外</p> <p>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 —</p> <p>【主な評価内容】 本事業は想定規模と同等の降雨がなければその効果を検証できないため、事業完了後5年以内に想定規模と同等の降雨が発生した場合にその効果を検証する。</p>	